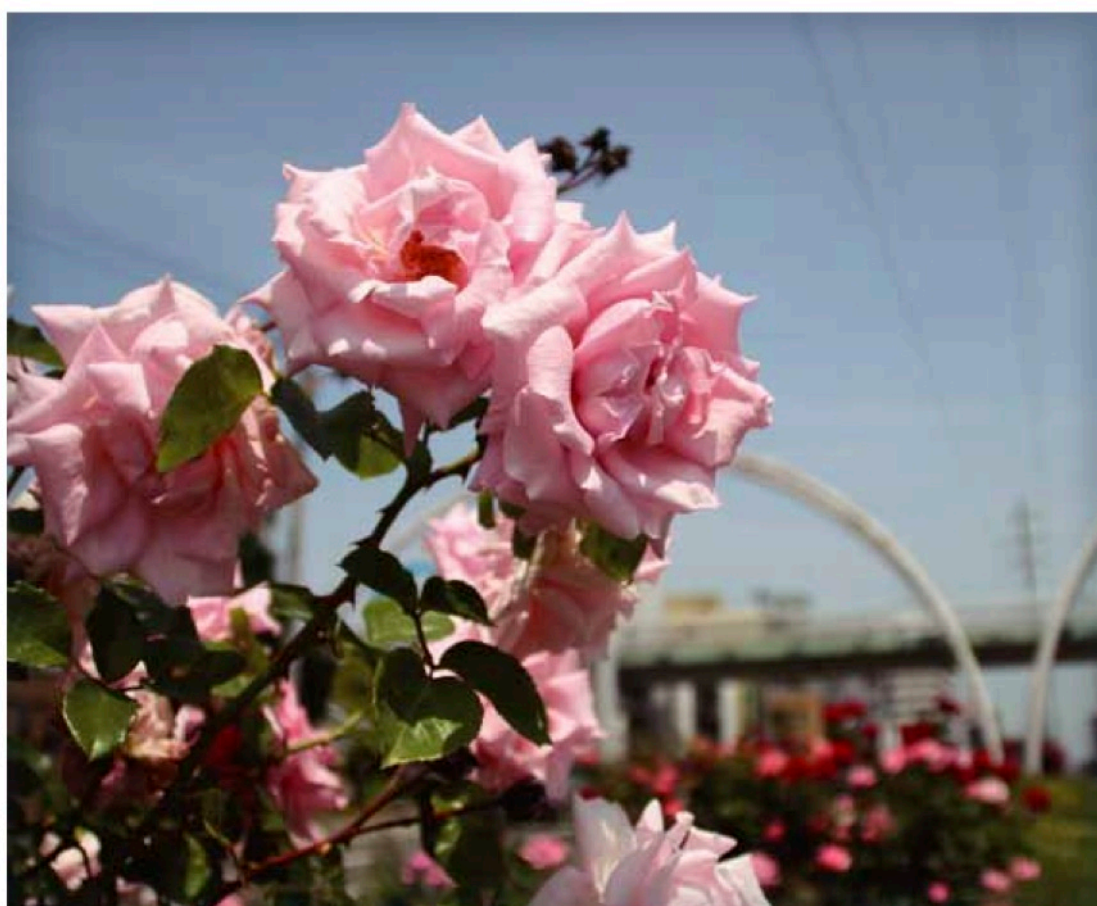


お も と

萬年青

公益社団法人札幌東法人会 広報誌



73号
2020年7月

公益社団法人
札幌東法人会

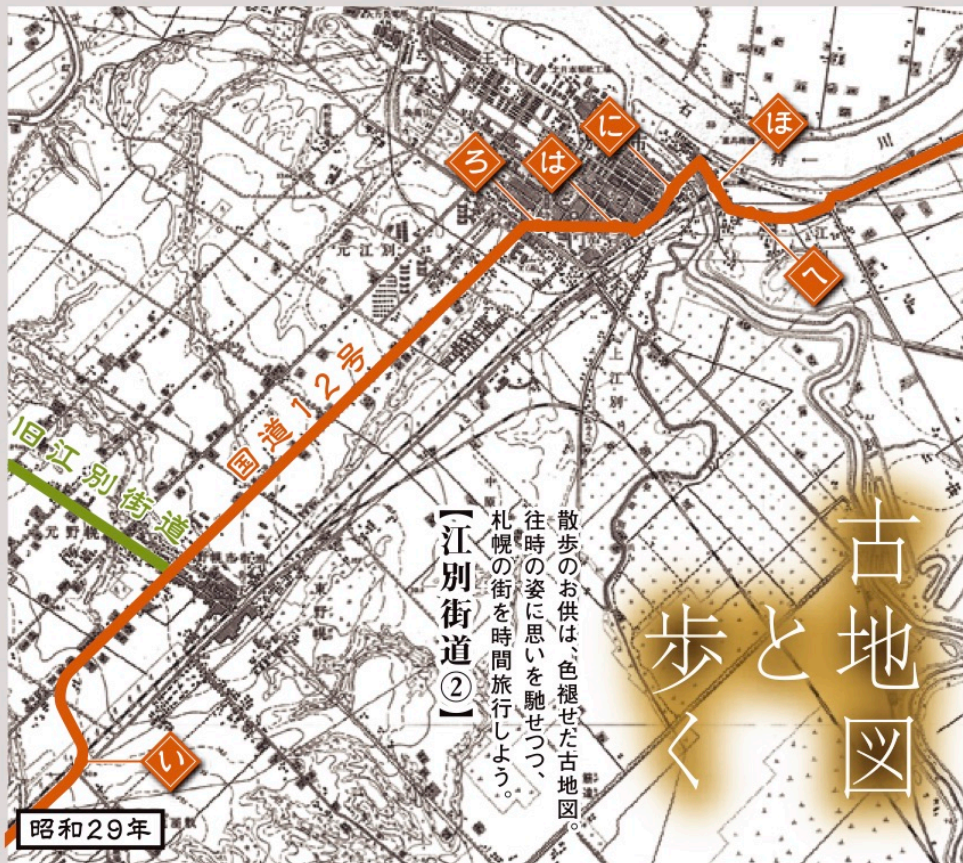
札幌東法人会 検索



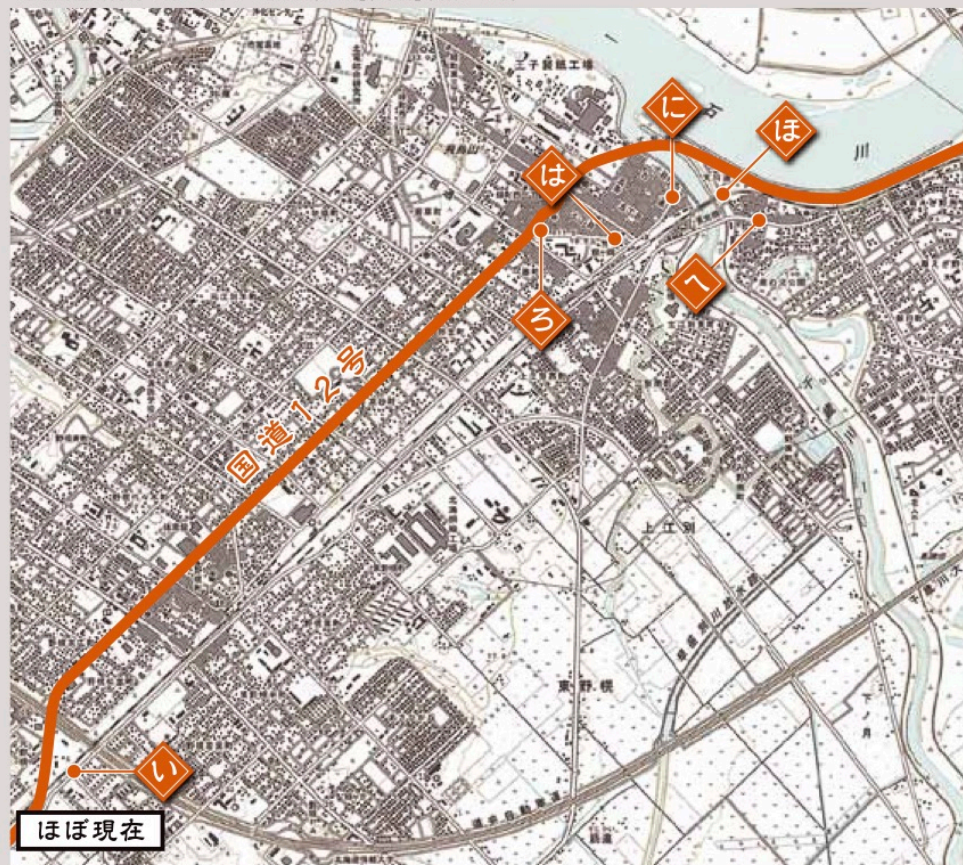
<https://www.satsu-higashi.jp/>



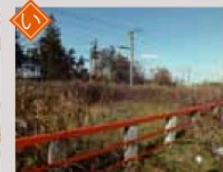
法人会
消費税期限内納付
推進運動



地理調査所発行 2万5千分の1地形図「江別」〔野幌〕(昭和29年)



国土地理院発行 2万5千分の1地形図「江別」(平成17年)



昭和37(1962)年に西野幌跨線橋による立体交差に切り替わるまで、国道は踏切で函館本線を横断していた。現在もわずかにその痕跡が残る。



宮下通と交差していた道路(廃道)との交差点に、のほりを立てるための石柱がある。江別神社の祭りに使われたのだろうか。



旧道の江別駅前。この付近は昭和36(1961)年に道路整備5カ年計画の一環として舗装されたが、その15年後には現国道に切り替わる。



江別駅から旧江別橋までは往時のメインストリート。古い建物が残る。舗装は市内で最も早く、昭和12(1937)年に早くも完成した。



江別市河川防災ステーションの前の大川通は、旧江別橋からつながっていた旧国道。函館本線の踏切には「市街道路踏切」の名前が残っている。



江別太の旧道。この先で現在の国道と合流する。明治29(1896)年の地図にはすでに沿道に家が並んでいた様子が記録されている。

古地図と歩く

第2回「江別街道②」

川の港町の残り香が漂う、
江別駅周辺の旧道。

昭和29(1954)年と現在の地図では、野幌駅の西側で線路を渡る国道の線形が違っている。やや急なS字カーブの踏切を昭和37(1962)年に立体交差化し、同時にカーブを緩くしたので、古いカーブがあった位置を訪れてみると、道路と線路の間を埋め尽くすスキの中に、ぼつかりと開けた場所があった。古地図や昔の航空写真で確認したところ、踏切のS字カーブの跡と見て間違いなさそうだ。

江別街道(現在の国道12号)のうち、厚別〜野幌間のルートは昭和初期に鉄道の北側から南側に変更された。しかし、ほとんどが未舗装という状態は戦後まで続く。夏は砂ぼこりで視界が遮られ、春先にはぬかるみと凹凸で車がまともに行けないうえに、走りづらかった。

昭和31(1956)年、北海道開発庁は主要幹線道路の整備を重点とする「道路整備5カ年計画」を決定。国道12号でも舗装などの改良工事が一気に進んだ。踏切のS字カーブの立体交差化も、この一環として実施されたのだ。

ところが、一連の工事がようやく完成に近づいた昭和30年代後半、モーターゼーションは想定を越す勢いで加速。こ

れに対応すべく、大麻や野幌などの郊外区間では順次2車線から4車線に拡幅されたが、江別駅前の市街地を抜ける折れ線グラフのような区間だけはどうすることもできない。極端に道幅が狭い部分などもあり渋滞のネックになっていた。

現在の国道と3丁目通が交差する五差路から、江別駅に向かって斜めに延びる宮下通が旧国道だ。南側の丘には江別神社があり、北側には市街地が広がる。往時は多くの商店が並び、市内でも賑わった地区。移転前の市役所はここにあった。旧国道は江別駅前の交差点から、千歳川に向かう。川にはかつて港があり、石狩や千歳、樺戸などからの物資が集まる重要な拠点だった。現在も古い建物がいくつか残り、昔の繁栄ぶりを今に伝えている。

千歳川を渡っていた江別橋は昭和55(1980)年に撤去され、今はない。旧国道はその先で右にV字型に折れ、かなり狭い道となって函館本線を横断していた。その道と踏切は、現在も残っている。実際に歩いてみると、国道だった時代の渋滞はさぞ酷かっただろうと思う。

国道が市街地の北側を大きく回る現在のルートに切り替えられ、ドライブパーリカせの折れ線グラフが解消されたのは、昭和51(1976)年のことだった。

取材・執筆／和田哲(あるた出版Orionテラス)

【参考文献】「えべつ昭和史」(江別市総務部編)／平成7(2005)年「北海道道路史3路線史編」(北海道道路史調査会編)／平成2(1990)年ほか

もくじ

表紙……………白石区の花、バラの美しい中央分離帯	3、4、5……………税務署からのお知らせ
1……………古地図と歩く②	6……………福利厚生制度について(コロナ関係など)
2……………表紙の声	裏表紙……………インターネットセミナー・ 自主点検チェックシートのお知らせ



表紙の声【白石区の花は「バラ」】

区の花と木が決まったのは昭和48年。当時小学生を対象に実施した人気投票からでした。昭和48年に緑豊かな、住みよい白石のまちづくりを進めようと「白石区みどりの会」が発足。さっそく区の花を決めてシンボルにしよう、区内の小学生を対象に募集したところ、18,385票が寄せられました。その結果、投票総数のうち多かった「ポプラ」と「バラ」がそれぞれ区の花、区の木に決定し、昭和61年には、区の木にナナカマドが追加されました。平成10年4月には、区の緑化のシンボルであるバラを区の花に決めてから25周年になるのを記念し、シンボルマークを制定しました。このバラのマークのデザインは、未来への夢を託したつぼみと情熱を感じさせる真紅のバラの花に「しろいし」のロゴを組み合わせ、美しくもエネルギッシュな白石区のイメージを表現しています。



区民の皆さんでシンボルマークの使用を希望する場合は、デザインガイドブックを差し上げますので、総務企画課広報係までご相談ください。

札幌市白石区市民部総務企画課 / 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 電話 011-861-2410



健全な経営
正しい納税
社会に貢献



公益社団法人
札幌東法人会

札幌東法人会の公益事業

- ・税知識の普及・納税意識の高揚・税の提言に関する事業
- ・地域企業の健全な発展に資する事業
- ・地域社会への貢献を目的とする事業

札幌東法人会 検索  <https://www.satsu-higashi.jp/>

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における税制上の措置

納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

詳しくは、「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」をご覧ください。

欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能となりました。

詳しくは、「[欠損金の繰戻しによる還付制度の特例のリーフレット](#)」をご覧ください。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えられました。

詳しくは、「[テレワーク等のための中小企業の設備投資税制のリーフレット](#)」をご覧ください。

中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の 払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

詳しくは、「[文化庁ホームページ](#)」をご確認ください。

【イベント主催者の方へ】

入場料等の払戻しを請求しなかった方へ発行する「払戻請求権放棄証明書」を電子で発行することができます。

詳しくは、「[払戻請求権放棄証明書の電子発行リーフレット](#)」及び

「[特設ホームページ \(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm\)](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm)」をご確認ください。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

○住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できない方の特例▷

「[住宅ローン減税の適用 要件の弾力化の概要図 1](#)」をご覧ください。

○中古住宅の増改築等の遅延等により、6月以内に入居できない方の特例▷

「[住宅ローン減税の適用要件の 弾力化の概要図 2](#)」をご覧ください。

消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

詳しくは、「消費税の課税選択の変更に係る特例について」をご覧ください。

特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とすることとされました。

詳しくは、「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税について」をご覧ください。

**ご自宅等からも国税の各種手続を行うことができます。
郵送やインターネットで申請できます。**

- 納税の猶予の申請▷（「特例猶予の申請方法」の箇所をご覧ください）
- 納税証明書の交付請求▷（「オンラインでの交付請求」、「納税証明書交付請求書（書面）での交付請求」の箇所をご覧ください）
- 個人情報（申告書等）の開示請求▷（「個人情報（開示請求）の手続等について」の箇所をご覧ください）
- 申告・納付期限の延長▷（個人及び個人事業者の方）申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（問4の記載例をご覧ください）

上記の期限延長手続については、以下のページで申告書を作成の上、印刷して郵送で提出、またはそのままインターネットでの提出が可能です。

令和元年分 確定申告特集▷（「個人の確定申告書等を作成する」の箇所からお入りください）

相続税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（問4の記載例をご覧ください）



- 申告・納付期限の延長（法人の方）▷法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（問4の記載例をご覧ください）
- 所得税の青色申告承認申請▷（「申請書様式・記載要領」の箇所をご覧ください）



（参考）確定申告等情報（税目ごとの申告手続や様式が確認できます）
国税電子申告・納税システム（e-Tax）
税務手続に関する書類の提出時期

詳しくお知りになりたい方は国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響により、
国税の納付が難しいかたへ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、
税務署に申請することにより納税が猶予されます。

現行の猶予の要件 (幅広い方が認められます。)

- ・一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・納税について誠実な意思。・納期限から6か月以内に申請がある。
- ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

(注) 1. 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
2. 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

現行の猶予が認められると...

- ・原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります。)
- ・猶予中は延滞税が軽減されます(通常年8.9%→軽減後年1.6%※)。

※令和2年中における延滞税の利率
申請による換価の猶予
国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少
している方には、更に
有利な特例があります。

納税の猶予に『**特例(特例猶予)**』が創設されました!

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○以下の1、2のいずれも満たす方が特例の対象となります。

1. 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる
収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
2. 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

○令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものも含まれます)についても、遡って特例を適用することができます。(法律の施行から2か月間(令和2年6月30日まで)に限ります)

まずは「**国税局猶予相談センター**」へ電話でお早めにご相談ください

猶予制度に関するお問合せについては、フリーダイヤル **0120-291-675**【受付時間】8:30~17:00(土日祝除く)
「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

猶予の申請方法

「**納税の猶予申請書**」を所轄の**税務署(徴収担当)**に提出してください。

申請は郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又はe-Taxをご利用ください。

⇒申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター(フリーダイヤル等)にお気軽にご相談ください。

⇒収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意ください

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。(注)法律の施行から2か月間(令和2年6月30日まで)は、納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば現行法での猶予が受けられる場合があります。
(注)現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください。

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、
国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。
地方税については、それぞれのホームページを御確認ください。

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予 検索

地方税については 総務省 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

社会保険料については 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



経営者の守りを固める法人会会員向けの福利厚生制度

新型コロナウイルス感染症により、世界中が対応に追われている状況です。連鎖的に社会的な不測の事態の懸念もあり、先が見えないとの声も呟かれています。多岐にわたって今後、予測困難な問題に対処するためには、備えがあつてこそです。ビジネス継続のための守りを固める意味で、今一度、法人会会員だけに用意された特別な守りのプランをご確認ください。すでにご加入済みの方は、効果的な活用を、未加入の方はこの機会にご検討いただくことをお勧めします。

企業向け

もしもの時の企業防衛に… 大同生命 ◎経営者大型保障制度

**経営者
役員の保障** 解約・減額せずに、資金繰りを改善できる見直し方法や、サービスがあります。今こそ、ご自身の保障を大切に考えませんか？

万一の保障 死亡退職金・弔慰金の準備、借入金返済資金の準備、当面の運転資金の確保など。

生存中の備え 生存退職金の準備、経営資金の確保、重大疾病による不在・リタイア時の資金確保など、
従業員の保障メニューも各種取り揃えています。



法人会のメリットで経費削減… AIG損保 ◎ビジネスガード

企業防衛・福利厚生を目的とした法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ保障「ハイパー任意労災」・会社で入る医療保障「ハイパーメディカル」
労務・雇用トラブルに備える「スマートプロテクト」など多彩な補償のラインナップ。



攻めの経営を支援… 三井住友海上 ◎貸倒保証制度

法人会貸倒制度が皆様の攻めの経営をサポートします。

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

売上債権に対し一定部分を補償する保険です。



個人向け

ガン、入院などに備えて… アフラック生保 ◎ネット医療相談

◎法人会がん保険「Days」 ◎法人会医療保険「新EVER」 ◎個人のための保障「WAYS」

個人契約から法人契約に切り替えることで法人会特典を得られます。

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています。

詳しくお知りになりたい方は、
札幌東法人会公式ウェブサイトをご覧ください。
新型コロナウイルス感染関連の経済症対策リンク集も満載です。

札幌東法人会 **検索**  <https://www.satsu-higashi.jp/>



この機会に、有用な情報満載のチラシ資料を同封しました。ぜひ、そちらもご覧ください。

札幌東法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌東法人会のセミナーが、コロナ対策で中止になるケースが相次ぎましたが、事業を営むには新鮮な情報は欠かせません。法人会会員の方はオンラインで500タイトル以上の価値あるセミナーが無料で受講できます。この、コロナショックを乗り越えるための新着セミナーも目白押し。今こそ、在宅勤務や時短営業の折など、社員の皆さんで新たな知識や耳寄りな情報をキャッチして、経営の防衛と戦略アップにお役立てください。

セミナー新着情報

コロナショックを乗り越える! 中小企業の資金繰り術

A B C

いま一番重要なのは、お金の現状を知ること。

小冊子のご案内

コロナ危機に打ち克つ
～資金繰りと経営再考～

6月中旬発売予定

目録 64ページ 定価400円 税別

**コロナ危機に打ち克つ
～資金繰りと経営再考～**

目次

1. 現状把握の重要性
2. 赤字はどこまで許せるのか?
3. コスト削減によって、どれだけ赤字が減らせるのか?
4. キャッシュは、あとどれくらい持つのか?
5. 不況営業をどうまかなうのか?
6. 自衛的対応でやっていけるのか?
7. 収支差が縮みかかるとして、再生なし
8. 「融資＝借り方」ではない
9. ビジネスチャンス
10. 財務諸表の読み・事業計画の立て方
11. 融資の裏の3つのポイント
12. 総括とほ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応が、中小企業の経営へ大きな影響を与えています。先の見えない不安から経営判断に迷う場面が多いのではないのでしょうか。本セミナーでは、自社の現状を知る「資金繰り表」、事業を継続させるための「資金調達方法」、返済するための「事業計画書」を紹介します。

5つの資金繰り術

- 1 経費(生活費)を削る → **今すぐやる!**
- 2 金目の物売る → **今すぐやる!**
- 3 お金を借りる → **非常に借りやすい! 今がチャンス!**
- 4 支払いを遅らせる → **できれば最後の手段**
- 5 売上げをあげる → **非常に難しいが、事業強化・新規事業のチャンス!**

①～⑤ができれば、手許のお金が消えていくだけ「資金繰り」に奇策はない!

アクセスランキング トップ3

第1位

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策 ～緊急解説!～

株式会社 Ideal Works 代表取締役
中小企業診断士
井手 美由樹 (い て みゆき) A B C

第2位

**相手を不快にさせない 言葉遣いの実践講座
～基本マナーを身につける～**

クルール代表
人材育成コンサルタント
池田 泰美 (いけだ ひろみ) A B C

第3位

これだけは知っておきたいビジネスマナー

E-ComWorks 株式会社代表取締役
プレゼンテーション・プランナー
山本 衣奈子 (やまもと えなこ) A B C

札幌東法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.satsu-higashi.jp/>

ログインID: hj1106
パスワード 7002

今日から
ぜひ!

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に(法人会 自主点検チェックシート)と記入することができます。

法人会 自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。まだ自主点検チェックシートに取り組みされていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

